

西に遊び、遂に教鞭を第四高等學校・第五高等學校その他の中等學校に執り、晩年郷に歸り、昭和十一年十一月十五日病歿した、享年七十九。著す所葦堂叢書がある。

クワヤドリ くわや踊 三童記に、寛永十九年前田利常の小松に居た時、孟蘭盆の踊に、津田玄蕃の子小姓が『手拭にて覆面し、振袖長々として大小指し、その時分のくわやをどり』を踊つて、諸人の喝采を博したとある。

グンガクシトク 軍學七徳 一冊。江戸に於いて小幡景憲が定めた軍學選道の七徳、即ち軍法・城取・古今・軍配・儒學・佛法・神道の七目に就いて、有澤永貞が説明を加へたもの。寶永二年の著である。

グンカテンモンシヨウズセツ 軍家天文章 圖説 二冊。堀行忠著。兵學家に於いて、天文を見て敵の運勢を考へることを記したもので、跋に享保元年冬十月山鹿門人堀藤九郎とある。

グンカン 軍艦 加賀藩が稍海軍を設置せんとの意志を有するに至つたは、安政元年江戸の懸津屋權七をして軍艦の模型を造らしめ、七月藩に齎して前田齊泰の觀覽に供した時に在る。次いで三年八月岡田助右衛門之式は、藩の海防を完全ならしめる爲、軍艦建造の必要を建議したが、費用の巨額なるを以て、未だ着手するを得なかつた。然るに藩末に至り文久二年に汽船發機丸があり、慶應元年に汽船李百里丸と帆船有明丸があり、同年發機丸を上海に改造して鶴懷丸といひ、慶應三年帆船駿相丸と帆船起業丸があり、明治元年汽船猶龍丸を得て合計六隻を數へることに

なつた。尙この外慶應元年に帆船啓明丸を買入れたが見えるが、それは藩の産物方用のものであつた。

グンケ 郡家 ↓グウケ 郡家。

グンゴウコクフコウ 郡郷國府考 一冊。

撰者不詳。郡郷國府考外數篇、すべて加賀に關するものを合綴してある。

グンサイ 郡宰 明治二年三月廿六日郡治局を置き、能美郡宰・石川河北郡宰・羽咋鹿島郡宰・鳳至珠洲郡宰・彌波郡宰・射水郡宰・下新川郡宰を之に屬せしめた。郡治局は舊の御郡所で、郡宰は舊の御郡奉行である。

グンジ 郡司 令の制に據れば、國司の配下に屬して郡の政務を行ふものを郡司というた。郡司には大領・少領があり、清廉にして時務に堪へる者を補せられる。又主政・主帳があり、強幹聰敏にして書計に工なるものを任ぜられ、その他書生及び案主があつた。郡は大郡・上郡・中郡・下郡の五等に分かつたが、その中郡は十一郷乃至八郷、下郡は七郷乃至三郷から成るものであつた。而して弘仁十四年の勅によれば、加賀國江沼郡は八郷、石川郡は八郷、加賀郡は八郷を有したと明らかであるから、是等は皆中郡に列し、能美郡は五郷であつたから下郡の制であつたらう。能登は各郡内の郷數不明であるが、羽咋・鹿島・鳳至が中郡、珠洲が下郡かと思はれる。是を以て法の規定に隨うて中郡は大領一人・少領一人・主政一人・主帳一人・書生四人・案主二人を置き、下郡は大領一人・少領一人・主帳一人・書生三人・案主二人を置いたのである。たゞ何人がこれらの官に任ぜられたかは、兩國共に一も之を知ることを得ぬ。

グンシズカイ 軍詞圖解 一冊。有澤武貞の著で、城取についての圖解である。寶永四年に成つた。

グンシヨサイセキ 群書採撰 板垣信精著。年來涉獵する所の諸記録の要文を採萃したもので、享保十七年卯秋染老筆信精と書いてゐる。

グンシヨザツシヨウ 群書抄抄 三十一冊。狩谷鷹友が古書を主とし、近代の人々の隨筆考證等を採萃したもので、内一冊は目錄である。又別巻が二冊あつて、六種の抄抄である。

グンソウハタマトヒトウスキ 軍粧旗纒等圖記 一冊。前田綱紀の天和・元祿中に定めた、藩侯以下一切の諸士の旗・馬幟・指物・前立・腰指・陣羽織等を圖録したものである。

グンダイ 郡代 前田綱紀の創置した藩吏。松雲公遺簡雜纂に、郡代は新川・彌波・射水・能登・奥・口各郡に一人を置くが、加賀に在つては兩城あるが故に之を置かぬ。また在郷の侍楯ね一郡十人、奥力と合はせて凡そ四十騎、この外郡中の役人皆麾下に隨ふなど、ある。後世郡代といふものはないやうである。

グンダニ 軍谷 鳳至郡會山の内の小字。グンダニガハ 軍谷川 鳳至郡下山と赤崎の境なる溪谷に發して海に入る細流である。

グンドウ 訓導 明倫堂の教師で、助教に次ぎ、その事故ある時は代りて補助をした。役料三十俵。天保十年の學政修補以後この職がある。

グンドウタイカクヨウカイ 君道大學要解 一冊。中島恒久著。天明八年江戸須原屋茂兵衛・大坂藤屋彌兵衛・京都松浦善兵衛板。大學の經一章に註解を加へて、明德を明らかにするは治國安民の本根、王侯の當に務むべき急なることを説いたもの。別に答客の一編が添へてある。

グントクジ 霽徳寺 鳳至郡龍又に在つて、眞宗東派に屬する。

グンボウ 軍法 加賀藩中期以後の軍法は、専ら甲州流で、藩士有澤氏が之を司り、陣隊行伍の法、城地器具のこと、凡べてその研究指導に任ずる所であつた。故に有澤氏本支の出身で藩侯の近習に在るものは、一室に於いてそれ等の諸調査に従ひ、何人もそこに入ること許さなかつた。

グンボウスカイ 軍法圖解 一冊。有澤武貞の著。攻城・配備等を圖解したもので、寶永七年の作である。

グンボクシユウ 霽墨集 六冊。慶應二年森田平次著。前田利家から以降利常の葬去に至る間の親簡等にして、神社佛閣などに残つてゐたものゝ集録である。

グンモウ 訓蒙 明倫堂の教職で、訓導に次ぎ、下級のものに素讀を授ける。組外以上の子弟之に召出され、銀十枚を扶持せられた。天保十年の學政修補以後この職がある。

グンヤク 軍役 士人は一朝事ある時その知行高に應ずる巨屬を従へ、武具を整へて出陣せねばならぬ。之を軍役というた。その割合に就いては、前田利常の慶長廿年三月廿六日附のものがあるが、極めて簡單なものであつた。次いで大坂兩度の役の結果、元和二年九月十一日附で稍詳細に規定せられた。後前田綱紀の元祿中更に細密な軍裝軍役の標準が定められ、前田治脩の安永二年にもまた改定せられてゐる。しかし、假武の後であるから、